

## 街頭消火器の点検等の協力について（お願い）

### 1. 趣旨

街頭消火器は、地域の皆様が初期消火に使用していただけるよう市内に約3,200本設置されています。

令和3年度から、地域の皆様に年に1回、街頭消火器の点検を実施していただいております。

今年度も地域防災力の向上の一環として、全区に設置場所の確認や点検のご協力をお願いするものです。

※消火器の更新など費用が発生するものは、消防総務課で行います。（消火器は、10年毎に委託業者より交換します。）

### 2. お願いする理由

(1) 設置場所の確認により、迅速な初期消火が可能になります。

平時から街頭消火器の設置場所を確認しておくことで、有事の際、迅速な初期消火活動に繋げることができます。

(2) 平時の点検により、不備への早期対応が可能になります。

街頭消火器は、「交通事故」、「いたずら」などにより、使用できないことがあります。平時の点検で、街頭消火器に不備が判明した場合は、消防署が直ちに対応します。

### 3. お願いする内容

(1) 街頭消火器の設置場所を確認

町内会ごとの街頭消火器配置図を区に配付します。それを基に街頭消火器の設置場所を確認してください。

(2) 街頭消火器の点検

点検の内容は、次のとおりです。実施方法、配置図、点検表を一緒に配付します。

ア 街頭消火器収納箱を確認します。（転倒の危険の有無、格納箱の変形、扉の開閉支障など）

イ 街頭消火器収納箱の扉を開けて、街頭消火器本体を取出して確認します。（使用の有無、本体の変形の有無など）

(3) 街頭消火器の点検実施後、点検表を消防署に提出  
※点検を実施したら、点検表を区から消防署へ提出してください。

(4) 不備判明時の連絡

街頭消火器に不備が判明した場合、消火器収納箱に記入してある管理番号と不備内容を、消防署に電話連絡してください。

※消防署にて改修等を実施します。

4. 点検等の実施回数、実施期日

年1回、12月末までに実施し報告願います。

5. 点検結果に対する措置報告

3月初旬ごろに、区長宛に郵送にて報告します。

担当所属	多治見市三笠町2丁目21番地 多治見市消防本部 消防総務課 (多治見南消防署2階)		
担当課長	大堀	担当者	小栗、坂本
電話番号	0572-22-9231		
F A X	0572-21-0022		
E-mail	t-fire@city.tajimi.lg.jp		